

墨田区病児・病後児保育診療情報提供書

墨田区長 あて

医療機関 住 所
名 称
医 師 名
電 話 番 号

印

墨田区病児・病後児保育事業の利用を申請するに当たり、次のとおり診療情報を提供します。

(保護者記入欄)

ふりがな	男・女	生年月日	年 月 日
児童氏名			
住 所		電話番号	

(医療機関記入欄)

病名 (○をつける)	主な症状 (病名不明のとき)	迅速診断 (実施したものがあれば○)
01 上気道炎 (咽頭炎・扁桃炎) 02 気管支炎 03 喘息・喘息様気管支炎 04 肺炎 05 インフルエンザ (A/B) 06 中耳炎・外耳炎 07 胃腸炎 (おう吐・下痢) 08 水痘 09 流行性耳下腺炎 10 風しん 11 咽頭結膜熱 12 手足口病・ヘルパンギーナ 13 その他 ()	01 発熱 02 下痢 03 嘔吐 04 鼻汁 05 咳 06 喘鳴 07 発疹 08 その他 ()	インフルエンザ (A/B/-) RSウイルス (+/-) 溶連菌 (+/-) アデノウイルス (+/-) ヒトメタニューモウイルス (+/-) マイコプラズマ抗原 (+/-) ロタウイルス (+/-) ノロウイルス (+/-) その他 ()
今回の発症日と経過		
食事 (○をつける)	普通食 / 下痢対応食 ミルク / 離乳食 (初期 / 中期 / 後期 / 完了期) / 幼児食 アレルギー食 (除去内容) その他 ()	
投薬内容	1. 別紙薬剤情報参照 (この用紙の裏面に添付すること) 2. その他の処方 ()	
その他の注意点		
安静度 (○をつける)	1. 病児・病後児保育室での集団保育が可能 2. 他児童との接触を避けての保育が必要 (隔離室での保育)	

注1 対象児童の居住する区市町村宛に情報提供した場合に診療情報提供料 (1) を算定することができる (250 点)。患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

注2 区市町村が正本を保管し、病児・病後児保育実施施設は写しを保管すること。

※ 各実施機関の違いについては裏面に簡単な説明があります。

◎ 墨東病院の事業内容と受け入れ児童

実施施設	都立墨東病院 水辺の病児・病後児保育室 さくら	区 分	病児・病後児保育
対 象	区内に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童		
受入児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない児童（病児） ・ 病気の回復期にある児童（病後児） で、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が感染性の疾患を有し、他の児童への感染のおそれがある時 ・ 児童の症状が重く、入院加療の必要がある時 ・ 利用当日に墨東病院の医師が診断した結果、受入れが困難であると判断された時 		

◎ わらべみどり保育園の事業内容と受け入れ児童

実施施設	わらべみどり保育園 病後児保育室 かんがるー	区 分	病後児保育
対 象	区内の保育施設、幼稚園等に通園している1歳の誕生日から就学前までの児童		
受入児童	病気の急性期を過ぎ、回復期にあり、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が感染性の疾患を有し、他の児童への感染のおそれがある時 ・ 児童の症状が重く、入院加療の必要がある時 		

◎ すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」の事業内容と受け入れ児童

実施機関	すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」	区 分	訪問型病後児（軽症病児）保育
実施場所	児童の自宅を病後児サポーターが訪問		
対 象	区内の保育施設、幼稚園、小学校等に通園通学している生後43日から小学校3年生までの児童		
受入児童	病気の急性期を過ぎ、回復期にあり、集団保育が困難な児童		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の症状が重く、入院加療の必要がある時 		